

伐採及び伐採後の造林の届出書

年 月 日

大崎町長 殿

【届出者 (森林所有者等)】

伐採後の造林に係る権限を有する者

住 所

氏 名

印

連絡先

【提出者】

住 所

氏 名

連絡先

印

【伐採事業者】

立木の伐採する権限を有する者

住 所

氏 名

印

連絡先

次のとおり森林の立木を伐採したいので、森林法第10条の8第1項の規定により届け出ます。本伐採は届出者である_____が所有する立木を伐採するものです。

なお、裏面の遵守事項を確認し、伐採する事を誓約します。

1 森林の所在場所

曾於郡	大崎町	大字	字	番地
			林小班	— —

2 伐採及び伐採後の造林の計画

別添の伐採計画書(別紙1)及び造林計画書(別紙2)のとおり

3 備考

--

注意事項

- 1 伐採する森林の所在する市町村ごとに提出すること。
- 2 伐採する者と伐採後の造林をする者が異なり、これらの者が共同して提出する場合にあっては、当該伐採する者と当該伐採後の造林をする者が、伐採及び伐採後の造林の計画をそれぞれ作成した上で、連名で提出すること。
- 3 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。
- 4 伐採及び伐採後の造林の計画は、森林の所在場所ごとに記載することとし、面積は、少数第2位まで記載し、第3位を四捨五入すること。

(裏面)

遵守事項

- 1 伐採区域及び隣接地との境界を十分に確認して伐採を行います。
- 2 地元町内会長及び隣接者に伐採の内容を事前に説明して伐採を行います。
- 3 伐採に当たっては、林地の保全、落石の防止、土砂の流出、風水害等各種災害を誘発することのないよう、十分考慮して行います。
- 4 伐採・搬出に町道又は法定外公共物（農道・林道等）を反復して利用する場合は、道路使用の許可を取り、万が一破損した場合は、原形復旧を行います。
- 5 伐採に起因する事案が生じた場合は、伐採中及び伐採後においても届出者又は伐採事業者がその責任を負い、原形復旧及び森林保全の早期回復を行います。

上記を確認しました。
(確認後してください。)

森林所有者等（伐採後の造林に係る権原を有する者）

提出者

伐採事業者

伐採届及び伐採後の造林に係る森林の状況報告制度

- 1 人工造林の場合、植栽完了の日から 30 日以内に報告書を提出します。
- 2 天然更新の場合、天然更新完了の日から 30 日以内に報告書を提出します。
- 3 林地転用の場合、その用途に供した日から 30 日以内に報告書を提出します。

上記を確認しました。
(確認後してください。)

土地所有者（伐採後の造林に係る権原を有する者）